

★「介護職員等特定処遇改善加算」を算定している介護サービス事業所の皆様へ

介護サービス情報公表システムにおける
「賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容」の再登録について

- 介護サービス情報公表システム（以下、「公表システム」という。）では、「事業所の概要」をはじめ、「事業所の詳細」「事業所の特色」「運営状況」などを公表しています。
- そのうち、「事業所の特色」における「賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容」の公表については、介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「見える化要件」(※)の代表的な公表方法となっています。
(※) なお、令和3年度においては、「見える化要件」は当該加算の算定要件とはされていません。
- 先般、国において、公表システムのシステム改修が行われましたが、これに伴い、「賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容」の選択内容が増えたため、引き続き、公表システムを用いて公表を希望する場合は、再登録をしていただく必要が生じています。

★ 引き続き、公表システムを用いて「賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容」を公表される事業所においては、次の①又は②のいずれかの方法により、御対応いただくようお願いいたします。

- ① 事業所において、介護サービス情報報告システムにログインし、「事業所の特色」の「賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容」に入力・登録する。
- ② 別紙様式「介護職員等特定処遇改善加算にかかる見える化要件について」を記入し、下記連絡先（千葉県介護サービス情報公表センター）に提出する。
【➡ 千葉県介護サービス情報公表センターにおいて、システムに代理入力をします。】

【連絡先・問合せ先】

千葉県介護サービス情報公表センター（千葉県社会福祉協議会内）

TEL : 043-245-2344 FAX : 043-244-5201

メール : kohyocenter@chibakenshakyo.com